「放課後子ども総合プラン」の全体像

資料3

（府中市における放課後子ども総合プランの推進について）

趣旨・目的

○**共働き家庭等の「小1の壁」を打破**するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

○**平成31年度末までに**

■**放課後児童クラブ**について、**約30万人分を新たに整備**
（約90万人⇒約120万人）
・新規開設分の約80%を小学校内で実施

■**全小学校区（約２万か所）で一体的に又は連携**して実施し、うち**１万か所以上を一体型で実施**
（約600か所⇒１万か所以上）**を目指す**

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

市町村及び都道府県の取組

○**国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について**次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**

○**市町村及び都道府県は、**行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画に、**
・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
などを記載し、計画的に整備

※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

○**学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化**
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○**余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○**放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○**一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方**
・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの

- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○**放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携**
・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

市町村及び都道府県の体制等

○市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

（文部科学省・厚生労働省資料より）

府中市における主な放課後対策事業

<table>
<tr><th colspan="2">事業名称</th><th>放課後子ども教室事業</th><th>学童クラブ事業</th></tr>
<tr><td rowspan="11">事業概要</td><td>所　　管</td><td>文部科学省</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>根　　拠</td><td>府中市放課後子ども教室事業実施要綱</td><td>府中市立学童クラブ条例
府中市立学童クラブ条例施行規則</td></tr>
<tr><td>実施方式</td><td>委託</td><td>直営</td></tr>
<tr><td>目的等</td><td>小学校に通うすべての子どもを対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画により、学習やスポーツ・文化活動等、地域住民との交流の場を提供する。</td><td>放課後児童健全育成事業ともいわれ、保護者が仕事などで、昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後、健全に充実した生活が送れるよう、遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う。
児童の健全育成のほか、保護者の就労支援の側面も担っており、入会要件を満たす児童のみ入会することができる。</td></tr>
<tr><td>開始時期</td><td>平成１９年度</td><td>昭和４１年度</td></tr>
<tr><td>運営主体</td><td>公募法人　８団体
（内訳：ＮＰＯ法人７団体、公益財団法人：１団体）</td><td>府中市</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td>市立小学校　２２校</td><td>市立小学校隣接専用施設　２２校（４２育成室）</td></tr>
<tr><td>実施対象</td><td>小学１～６年生</td><td>小学１～６年生</td></tr>
<tr><td>実施時間</td><td>【学校実施日】
４月、８月から３月まで
放課後から午後５時まで
５月から７月（夏休み期間を除く）
放課後から午後５時３０分まで

【学校休業日】
夏、冬、春休みなど
午前９時から午後５時まで
（夏休み中の学校閉庁日などを除く）</td><td>【学校実施日】
月曜から金曜　放課後から午後６時まで

【学校休業日】
土曜　午前８時４５分から午後５時ま
夏休み　午前８時から午後６時まで
春、冬休み　午前８時３０分から午後６時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料金</td><td>保険料８００円／年</td><td rowspan="2">（月額）
育成料　５，０００円
間食費　１，８００円
合　計　６，８００円</td></tr>
<tr><td>参加料　無料
（ただし、イベントによっては実費負担あり）</td></tr>
<tr><td>減額・免除</td><td>なし</td><td>生活保護世帯：全額免除
世帯で２人以上入会している方：２子目以降の育成料のみ半額免除
就学援助費受給の認定を受けている方：育成料のみ全額免除</td></tr>
<tr><td>帰宅(下館)の形態</td><td>原則、保護者等のお迎えによる帰宅。
時間は実施日により異なる。</td><td>午後５時の下館は、集団下館。
午後５時以降の下館は、保護者等によるお迎え。</td></tr>
<tr><td>運営体制</td><td>指導員等</td><td>・コーディネーター１名（非常勤）
・責任者兼安全管理員１名（常勤）
・安全管理員２名（常勤）
※参加者が３１名以上の場合、１０名につき安全管理員１名を加配
※要支援児が参加する教室には必要に応じて安全管理員１名を加配</td><td>
<table>
<tr><th>児童数</th><th>人員配置</th></tr>
<tr><td>1～40人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>41～59人</td><td>2人+1人</td></tr>
<tr><td>60～80人</td><td>2人+2人</td></tr>
<tr><td>81～99人</td><td>3人+2人</td></tr>
<tr><td>100～120人</td><td>3人+3人</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>児童数</th><th>人員配置</th></tr>
<tr><td>121～139人</td><td>4人+3人</td></tr>
<tr><td>140～160人</td><td>4人+4人</td></tr>
<tr><td>161～179人</td><td>5人+4人</td></tr>
<tr><td>180～200人</td><td>5人+5人</td></tr>
</table>
※+人数は臨時職員の人数
※障害児は別途加配</td></tr>
</table>